

有珠小学校いじめ防止基本方針

平成27年 4月1日施行
平成30年10月1日改訂

いじめの防止等に関する基本認識

〔いじめの定義〕

- ◆いじめとは、児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む）であって、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ◆「けんか」や「わるふざけ」であっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒に感じる被害者に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

〔いじめの禁止〕

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。

〔いじめの解消〕

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができません。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つも要件が満たされている必要があります。
ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係わる行為が止んでいること

- ◆被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安）
- ◆いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断で長期の期間を設定するものとします。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ◆いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等に]より確認する。
- ・いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校におけるいじめの防止等の対策のために組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

2 いじめの基本理念〔いじめ防止対策推進法 第3条より〕

- いじめの芽は、全ての児童生徒に生じうるという緊張感を持ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず

いじめが行われないようにすること。

○全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

○いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、地域住民、家庭その他の関係者の下、いじめの問題を克服すること

◆いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならないこと。

◆けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせること。

3 学校及び教職員の責務

○学校は、児童生徒の些細な変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

○教職員は、いじめを発見した場合等は、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を繋げるとともに被害児童生徒を徹底して守り通します。

○教職員は、自らの不適切な言動等によりいじめを助長することのないようにする。

4 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめ防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見、早期対応を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人実態把握に努める。

(4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。

(5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、学校便り等で情報を発信し、いじめ防止の啓発に努める。

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの未然防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導部（1名）、教務部（1名）、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA代表（会長）、学校運営協議会委員（会議は4月・7月・11月・2月）

②活動

- (ア) いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- (イ) いじめの防止に関すること。
- (ウ) 認知したいじめの事案の対応に関すること。
- (エ) いじめの問題に係る児童(生徒)理解に関すること。

③開催

- (ア) 必要に応じて年間1~2回を定例会とする。
- (イ) いじめの重大事案が発生したときは、臨時に開催とする。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

- (ア) 年2回(5月・10月)にアンケート調査を実施する。
- (イ) アンケート結果を教職員に公表し、指導方法など交流する。

(3) いじめの相談体制の整備

- ①適切な教育相談の設定
- ②スクールカウンセラーの活用
- ③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

(4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフェルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめ(事案)の具体的な対応

- ①いじめに関して緊急度の高い相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事案が確認された(認知された)場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともにいじめを行った児童への指導とその保護者への助言を行う。
- ③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、適切な措置を講ずる。
- ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び伊達警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、又は相当な期間(年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、伊達市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事態の調査を行うための組織(校内問題行動対策委員会)を設置して迅速かつ適切に対処する。
- ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

- ④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を提供する。
- ⑤調査結果は、伊達市教育委員会に報告する。

6 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ①児童と向き合う時間の確保に努め適切な学級経営に取り組む
 - ②校内研修の取組
 - ③いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ④いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組

有珠小学校 ～ いじめ防止年間計画

月	学 校・いじめ防止対策委員会	
4	いじめ防止基本方針作成（見直し） いじめ防止年間計画作成（職員会議の中で） 参観日・教育相談 職員会議での情報交換	引継情報等の共有 第1回学校運営協議会 （兼～対策会議）
5	職員会議での情報交換	
6	いじめ調査 第1回いじめアンケート 職員会議での情報交換	
7	いじめアンケート結果公表 職員会議での情報交換	第2回学校運営協議会 （兼～対策会議） 参観日・教育相談
8	職員会議での情報交換	
9	職員会議での情報交換	
10	いじめ防止に関する集会（仲良し） 【児童会】 職員会議での情報交換	個人懇談会（保護者）
11	いじめ調査 第2回いじめアンケート 職員会議での情報交換	第3回学校運営協議会 （兼～対策会議）
12	いじめアンケート結果公表 職員会議での情報交換	参観日・教育相談
1	職員会議での情報交換	
2	職員会議での情報交換と基本方針見直し （いじめ防止取組状況報告） （いじめ防止基本方針見直し）	参観日・教育相談 第4回学校運営協議会 （兼～対策会議）
3	職員会議での情報交換（学級経営反省会）	中学校へ引き継ぎ

有珠小学校いじめ防止全体計画

学校目標

1 進んで学習する子ども 2 思いやりのある子ども 3 たくましい子ども



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童（生徒）、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。



年間活動計画

○ 4月：年間計画作成 ○ 随時：情報交換 ○ 2月：次年度計画（見直し）



いじめ防止対策委員会

随時：重大事案認知時



学年・学級経営

支持的風土のある学年・学級
多くの教員による児童観察と情報の共有



未然防止	早期発見	早期対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止集会（児童） ・ 道徳の時間を活用 ・ いじめを考える日（学級活動の中） ・ 学校便り等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的いじめアンケート実施（年2回） ・ 教育相談、個人懇談 ・ いじめ相談電話の周知 ・ 子どもと向き合う時間確保の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換での事実提供 ・ いじめ問題へのケア ・ 事実関係の把握（担任） ・ 保護者との連携 ・ 情報の記録・周知 ・ 報告・連絡・相談の徹底



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での実態の分析・判断

必要に応じて教育委員会への報告

校内問題行動対策委員会の設立、詳細調査の実施【児童（生徒）の心情に留意】

犯罪行為等については、伊達警察署や児童相談所と連携

継続的な支援

